

市川市総合計画 第三次基本計画（案）

令和 5 年度(2023 年度)～令和 7 年度(2025 年度)

I. 総論 ～ II. 第三次基本計画で目指す姿

※今後も審議会でのご意見等を踏まえ内容の変更を行います。

※図表・イラスト・写真等の挿入、デザイン・レイアウト等の調整は今後実施します。

目 次

(令和4年度第2回市川市総合計画審議会用)

I. 総論	1
1. 第三次基本計画策定の趣旨.....	3
2. 第三次基本計画の位置づけ.....	4
(1) 市川市総合計画における計画ごとの役割.....	4
(2) 計画期間.....	5
3. 基本構想の概要.....	6
4. 第三次基本計画策定にあたって.....	7
(1) 時代の潮流.....	8
(2) 本市の現状.....	10
①人口.....	10
②産業.....	13
③都市基盤.....	14
④財政.....	16
(3) 第二次基本計画の評価.....	18
5. 本市の重点課題.....	20
6. まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合.....	23
7. SDGsへの積極的な取り組み.....	24

II. 第三次基本計画で目指す姿..... **25**

1. まちづくりの目標.....	27
2. 新しいどリアプローチ（仮称）.....	28

III. 施策別計画

※別紙（資料2参照）

I . 総 論

1. 第三次基本計画策定の趣旨

本市の総合計画である「市川市総合計画 I&Iプラン 21」は、長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、市民と行政の共通の将来目標となるものです。

総合計画のうち基本構想は、21世紀の第1・四半世紀（平成13～概ね令和7年（2001～2025年））を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」を基本理念のもと、目指すべき将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げています。

本市がこの基本構想を策定して22年の月日が経過しました。この間に人口は減少に転じ、少子高齢化が一気に進展、東日本大震災などの災害や新型コロナウイルスなどの新興感染症などにより、社会や生活の在り方が大きく変わりました。

22年前に基本構想で掲げた基本理念や将来都市像は、今もなお本市にとって不変のものですが、そこに向かうアプローチ方法は、このような時代の変化を取り入れ、常に点検していかなければなりません。

この第三次基本計画は、将来都市像の実現に向けたこれまでのアプローチ方法を今一度点検するため、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見てきたから本市の重点課題などを踏まえ、総合計画を補完するとともに、基本構想のもと第一次基本計画（平成13～22年度（2001～2010年度））、第二次基本計画（平成23～令和2年度（2011～2020年度））をとおして進めてきた本市のまちづくりを総括し、次期総合計画につなげていくための計画です。

2. 第三次基本計画の位置づけ

(1) 市川市総合計画における計画ごとの役割

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成しています。

● 基本構想

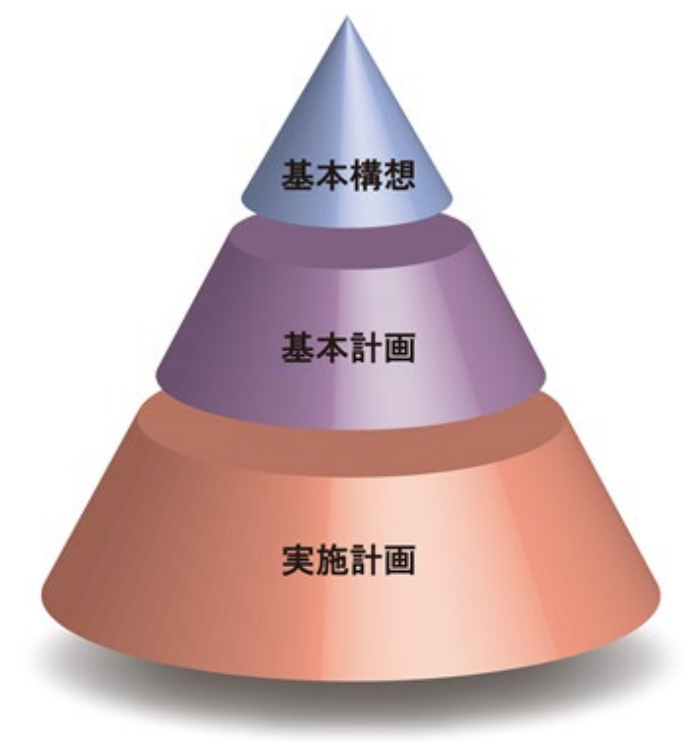
基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像や基本目標を定めたもので、平成12年(2000年)12月議会の議決を経たものです。

● 基本計画

基本計画は、基本構想で明らかにした将来都市像や基本目標を具現化するための基本的な施策を定めています。

● 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めています。



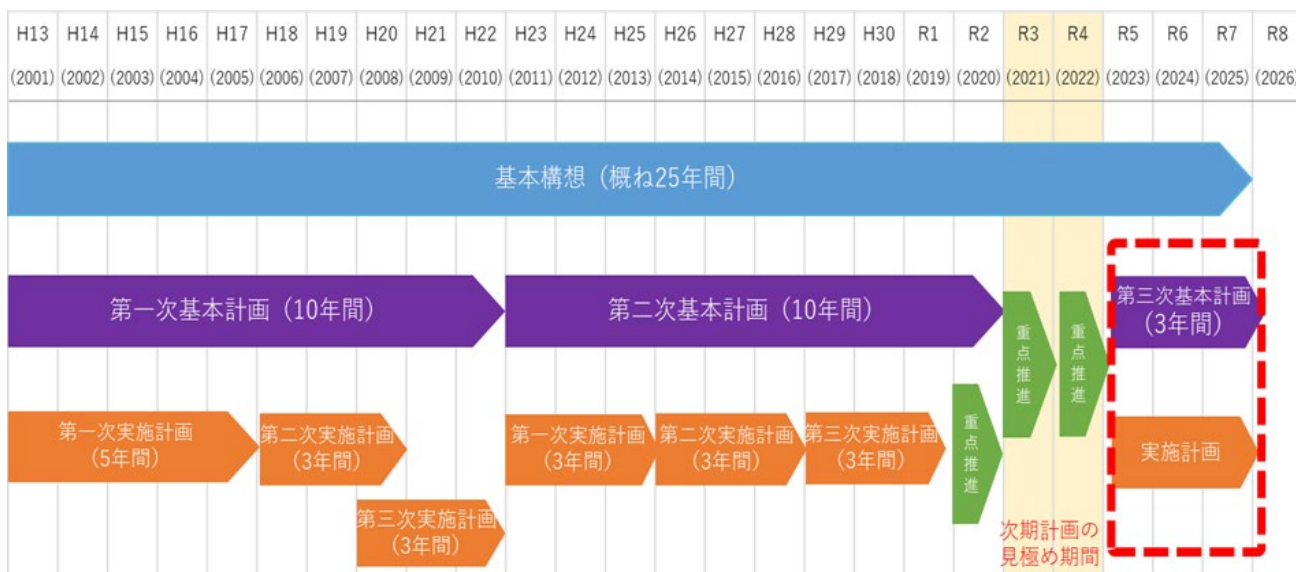
(2) 計画期間

本市は、「市川市総合計画 I&I プラン 21」の基本構想（平成 13～概ね令和 7 年（2001～2025 年））に示されている将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を実現するため、第一次基本計画（平成 13～22 年度（2001～2010 年度））及び第二次基本計画（平成 23～令和 2 年度（2011～2020 年度））に基づき、様々な取り組みを実施してきました。

第二次基本計画が令和 2 年度（2020 年度）をもって終了した後、本来であれば令和 3 年度（2021 年度）から次期計画を開始すべきところでしたが、現在の移り変わる社会情勢や本市の人口推移を鑑み、諸課題を多面的に検討するため、令和 3～4 年度（2021～2022 年度）の 2 年間で次期計画の策定のための見極め期間として設けることとしました。

なお、この 2 年間に加えて、第二次基本計画の残存する令和 2 年度（2020 年度）を加えた 3 年間については、これまでの歩みに切れ目が生じることのないよう、重点推進プログラムを策定し、事業を推進してきました。

そして、見極め期間において、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見てきた本市の重点課題などを整理したうえで、将来都市像を実現するための適切な施策を検討し、切れ目なく次期総合計画につないでいくための重要な役割を担う第三次基本計画（令和 5～7 年度（2023～2025 年度））を策定しました。



3. 基本構想の概要 (平成 13～概ね令和 7 年 (2001～2025 年))

(1) まちづくりの基本理念

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の3つを基本理念としてまちづくりを進めます。

市川の今日までの発展は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられてきたまちづくりの成果です。

さらに、私たちは将来を見極め、世代を超えて、誰もが共感できる平和で豊かな社会をつくりたいと願います。

豊かさの受け止め方はさまざまですが、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す「自然との共生」、さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく「協働による創造」の3つを基本理念とします。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。

(2) 将来都市像

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね 25 年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

(3) まちづくりの基本目標と施策の方向

市川の将来都市像を実現するための基本目標と施策の方向を次のとおり定め、まちづくりを進めます。

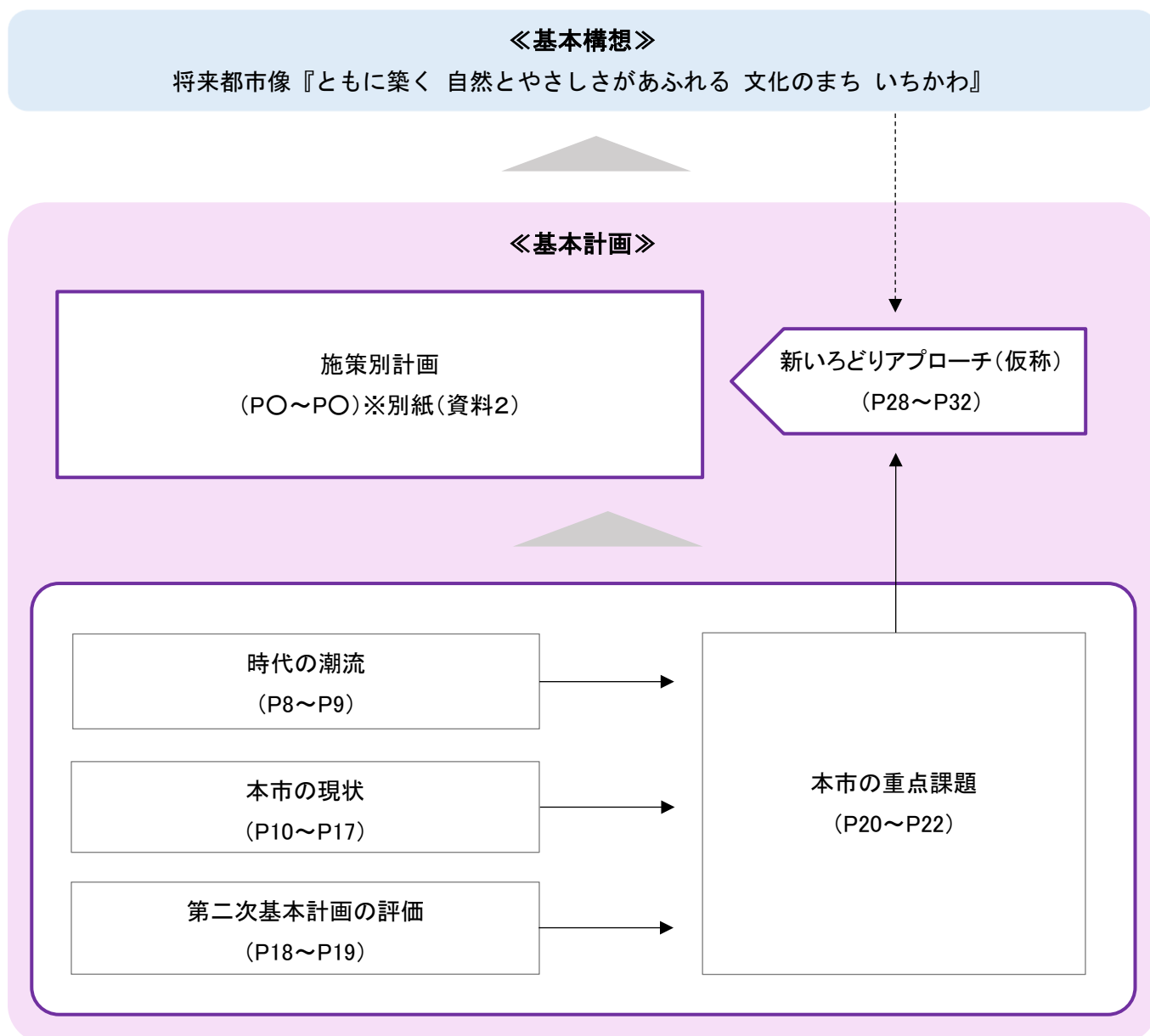
[基本目標]

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

4. 第三次基本計画策定にあたって

第三次基本計画では、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見えてきた本市の重点課題などを整理したうえで、将来都市像『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』の実現のために適切な施策を講じます。

また、「基本構想」と「本市の重点課題」から、施策の横串「新いそどリアプローチ（仮称）」を導き出し、施策横断的な視点から市川らしい施策展開を目指し、複雑・多様化する諸課題に対応します。



(1) 時代の潮流

①人口減少・少子高齢化の進行

現在、我が国は、深刻な人口減少と少子高齢化の問題に直面しています。

総人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、令和 42 年（2060 年）には、8,674 万人まで減少することが見込まれています*。

加えて、令和 2 年（2020 年）時点で 28.8%だった高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）が、令和 42 年（2060 年）には 39.9%まで増加することが見込まれています*。

このような人口減少・少子高齢化の進行により、社会保障費の増大や労働人口の減少、経済規模の縮小、地域の活力の低下、高齢者の単身世帯の増加など様々な社会的・経済的な問題が深刻化することが懸念されています。

※国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 24 年 1 月推計）出生中位・死亡中位推計より

②安全・安心に対する意識の高まり

近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨、土砂災害などが相次いで発生しています。さらには、近い将来、首都直下型地震の発生などが予想されており、人々の自然災害に対する危機感が高まっています。

また、子どもが被害に遭う凶悪犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺・消費者被害、悪質な運転による交通事故等なども大きな社会問題となっており、日常生活の様々な面で安全・安心の確保が強く求められています。

③価値観、ライフスタイルの多様化

社会の成熟や国際化・情報化の進展により、人々の価値観やライフスタイルは一層多様なものとなってきています。

物質的な豊かさより精神的な豊かさや生活の質の向上を求める人々が増え、幸福に対する考え方も画一的なものではなくなっています。

それぞれの価値観やライフスタイルを持つ人々がお互いの違いを受け入れ、認め合い、誰もが自分らしく幸福に暮らせる地域社会の実現が求められています。

④地域コミュニティの希薄化

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などを背景とし、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

地域コミュニティは、地域の歴史・文化の継承を行うとともに、自然環境の保全や地域福祉、防災・防犯、教育、商業などの面において重要な役割を持っていることから、人と人とのつながりを強め、あらゆる世代の人々が地域に積極的に参画できるような環境をつくりあげていかなければなりません。

<p>⑤経済情勢の変化</p> <p>わが国の経済は、「成長」の時代から、「成熟」の時代へと大きな転換期を迎えています。</p> <p>進行する人口減少や少子高齢化に伴う労働力や資本投入額の減少は、経済規模の縮小をもたらすことが予想されています。</p> <p>このような条件下で持続的な経済成長を実現するため、イノベーションの喚起による一人当たりの生産性の向上などに取り組む必要があります。</p>	<p>⑥環境問題の深刻化</p> <p>地球温暖化や海洋汚染、水質保全、大気汚染、生物多様性の喪失などの環境問題が、年々深刻化しています。</p> <p>とりわけ、地球温暖化の問題は、近年、何十年に一度とされる規模の豪雨や台風が頻繁に発生するなど、私たちの身近な生活にも及んでおり、国は、温室効果ガスの削減に向けて、「地球温暖化対策計画」を策定し、官民挙げた取り組みを推進しています。</p>
<p>⑦グローバル化の進展</p> <p>輸送手段や情報通信などが発達する中で、国境を越えた人や物、資金、サービス、情報の移動が一層活発となっています。</p> <p>グローバル化の進展は、異文化への接触の機会を増やすとともに、効率的な国際分業による生産性の向上など、我々の暮らしをより豊かにします。</p> <p>その反面、地球規模での市場経済化が進み、競争の激化による格差の拡大や、企業や産業の再編による雇用の不安定化、地域経済の弱体化などにつながる懸念もあり、グローバル化に対応した人材の確保や産業の育成が求められています。</p>	<p>⑧情報通信技術（ICT）の発展、普及</p> <p>インターネットやスマートフォンなどの利用拡大に伴い、情報通信技術が飛躍的に発展、普及し、誰もが必要な時に必要な情報を容易に得ることが可能となりました。</p> <p>SNS やテレワーク、オンライン授業などが浸透し、情報通信技術は今や人々のコミュニケーション、日常生活などになくてはならないものとなっています。</p> <p>一方で、デジタルディバイドや情報リテラシー、個人情報保護、サイバーセキュリティなどの問題も浮き彫りとなり、対応が求められています。</p>
<p>⑨新型コロナウイルス感染症による社会の変容</p> <p>令和2年（2020年）にWHO（世界保健機関）が新たなウイルスとして確認した新型コロナウイルスは、急速に世界へ蔓延しました。国内では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により外出自粛や店舗等への休業要請、時短要請が繰り返し行われるなど、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼすこととなりました。</p> <p>従来の社会活動が極端に制限される中で、急速かつ強制的に社会のデジタル化が進んだことで、テレワーク等の対面を前提としない働き方に代表されるように、場所にとられない生活や働き方、サービスの在り方が受け入れられるようになりました。</p> <p>今後のまちづくりは、このような社会の変容を踏まえた市民ニーズを的確に反映することが求められています。</p>	

(2) 本市の現状

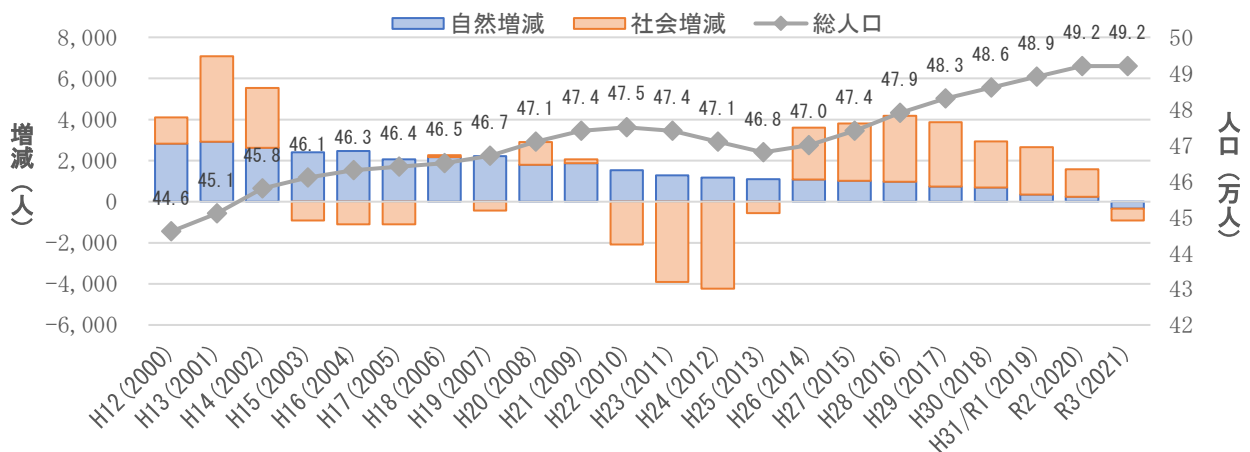
①人口

●これまでの人口増加

本市の総人口は、平成 23 年（2011 年）から 25 年（2013 年）にかけての一時的な減少を挟みつつもほぼ一貫して増加傾向が続き、令和 2 年（2020 年）3 月末には 49 万 2,283 人となり、過去最高（3 月末時点）を更新しました。

しかしながら、令和 3 年に自然増減と社会増減がそれぞれ減少となったことから、同年 3 月末時点の総人口は 49 万 1,545 人となり、前年からわずかに減少となりました。

図 1. 総人口の推移（各年 3 月 31 日時点）と自然増減・社会増減の変化（各年間）の関係



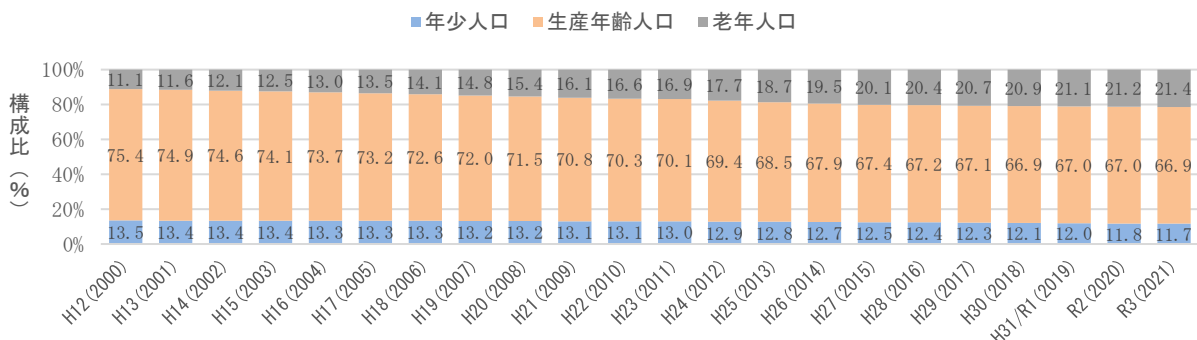
資料：住民基本台帳人口

●進行する少子高齢化

令和 3 年（2021 年）3 月末時点における年齢 3 区分別構成比は、年少人口（0～14 歳人口）が 5.8 万人（11.7%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 32.9 万人（66.9%）、老年人口（65 歳以上）が 10.5 万人（21.4%）となっています。

平成 17 年（2005 年）から老年人口が年少人口を上回っており、その傾向は拡大傾向にあることから、本市においても少子高齢化が進行していることがわかります。

図 2. 年齢 3 区分別人口構成比の推移（各年 3 月 31 日時点）



資料：住民基本台帳人口

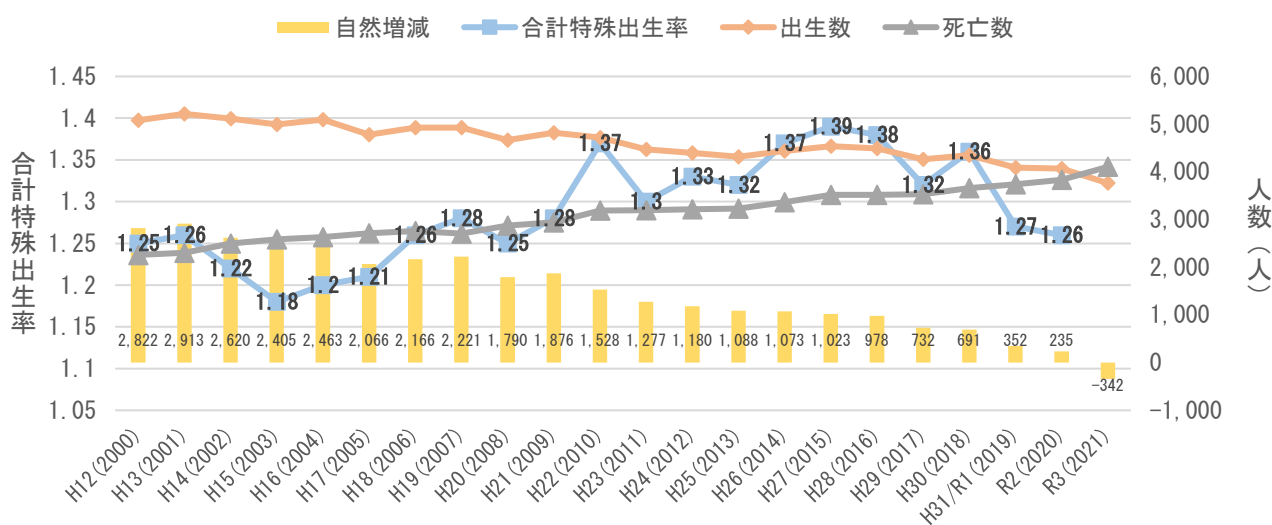
●年々減少傾向にある自然増

本市では、出生数が減少傾向にある一方、死亡数が増加傾向にあり、令和2年(2020年)に自然増減が減少に転じました。

合計特殊出生率についても、平成27年(2015年)の1.39をピークに減少傾向となり、令和2年(2020年)で1.26まで低迷しています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う婚姻数の減少などにより、今後も出生数や合計特殊出生率の低迷が続くことが予想されます。

図3. 合計特殊出生率(各年)、出生数・死亡数・自然増減(各年間)の推移



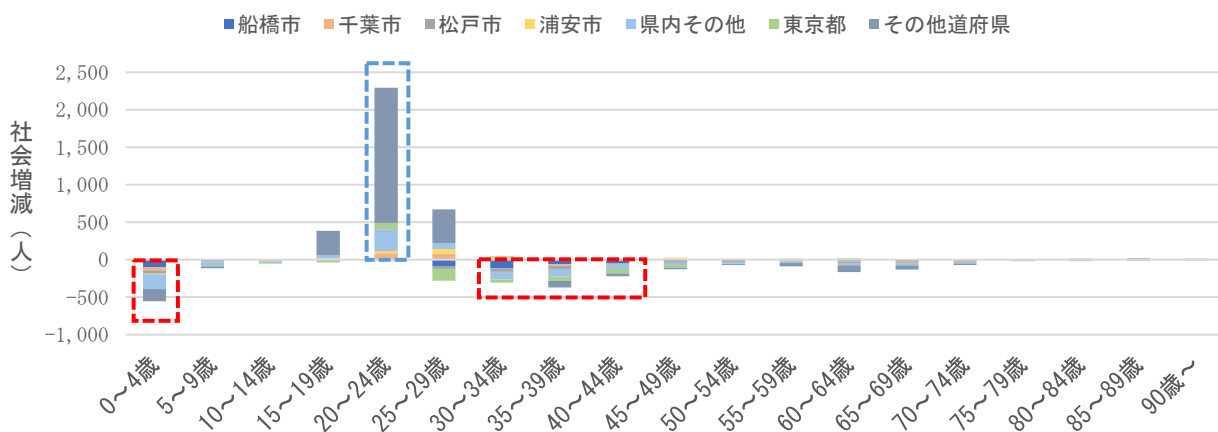
資料：千葉県衛生統計年報、住民基本台帳人口

●若い世代の転入と子育て世代の転出

本市は、東京圏への就学・就職に伴い、若い世代が全国各地から転入してきており、10代後半と20代の転入超過が顕著です。

一方で、子育てを始める・始めた世代などが近隣自治体へ転出しており、30代と40代前半、5歳未満の転出超過が顕著です。

図4. 転入・転出者の年齢別比較(純移動数 平成24~令和2年度の平均)

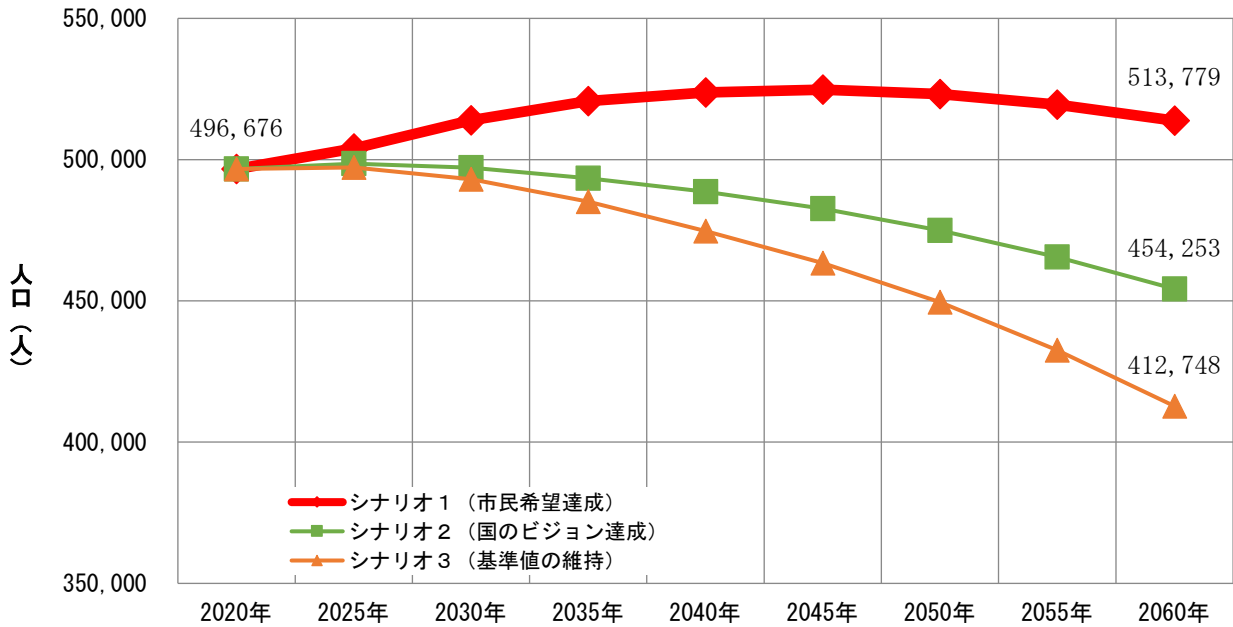


資料：住民基本台帳人口

I. 総論(未定稿)

●人口減少局面への突入（将来人口推計／総人口）

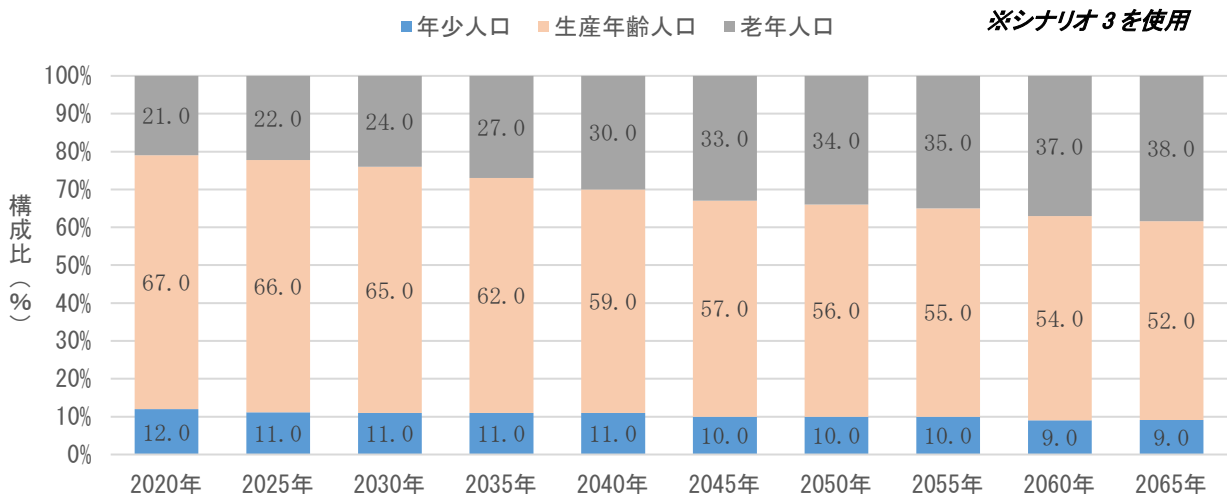
これまで増加傾向にあった本市の総人口も現在の基準値（過去5年の出生率の平均、過去8年間の純移動率の平均）が維持された場合、2025年頃から減少に転じ、人口減少局面へ突入することが見込まれています（シナリオ3）。施策等をとおして、市民の出生・定住希望を実現していくこと（シナリオ1に近づけていくこと）が重要となります。



推計手法：コーホート要因法
 基準人口：496,676人 ※令和2年（2020年）国勢調査
 推計値：シナリオ1 市民の出生・定住希望が実現すると仮定した場合
 シナリオ2 国の目標値である出生率と地方創生（東京一極集中の是正）が実現すると仮定した場合
 シナリオ3 現在の基準値が将来的に継続すると仮定した場合
 ※詳細な基準値は巻末資料に掲載予定

●生産年齢人口の減少（将来人口推計／年齢3区分別構成比）

今後は、生産年齢人口（15～64歳）が老年人口（65歳以上）に置き換わっていくことが見込まれており、経済・社会の両面から、「担い手」の減少という構造的な問題に直面します。

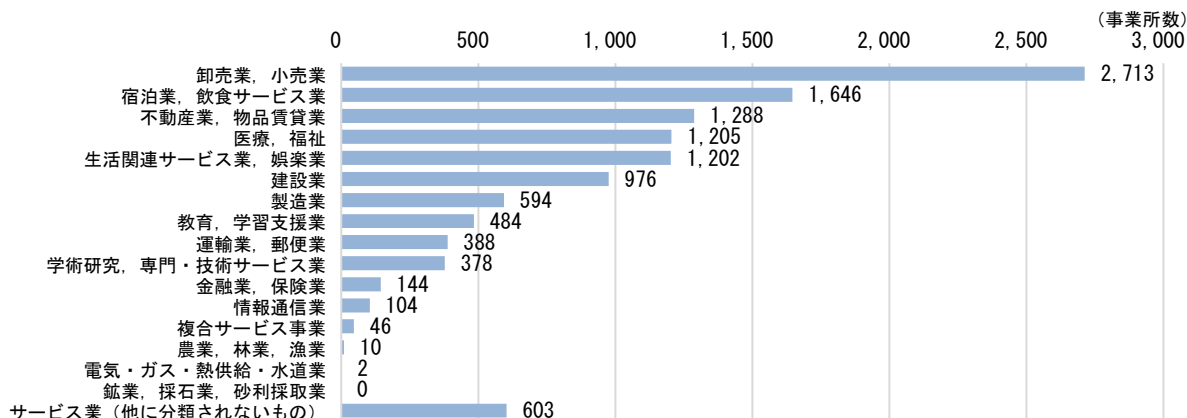


②産業

●事業所数

本市の事業所を産業分類別にみると、『卸売業、小売業』が2,713事業所(23.0%)で最も多く、次いで『宿泊業、飲食サービス業』の1,646事業所(14.0%)、『不動産、物品賃貸業』の1,288事業所(10.9%)、『医療、福祉』の1,205事業所(10.2%)となっており、都市型の産業基盤となっています。

図 1-2-1 市川市の産業別事業所 (平成 28 年 6 月調査)



資料：平成 28 年経済センサス (事業所に関する集計 産業横断的集計)

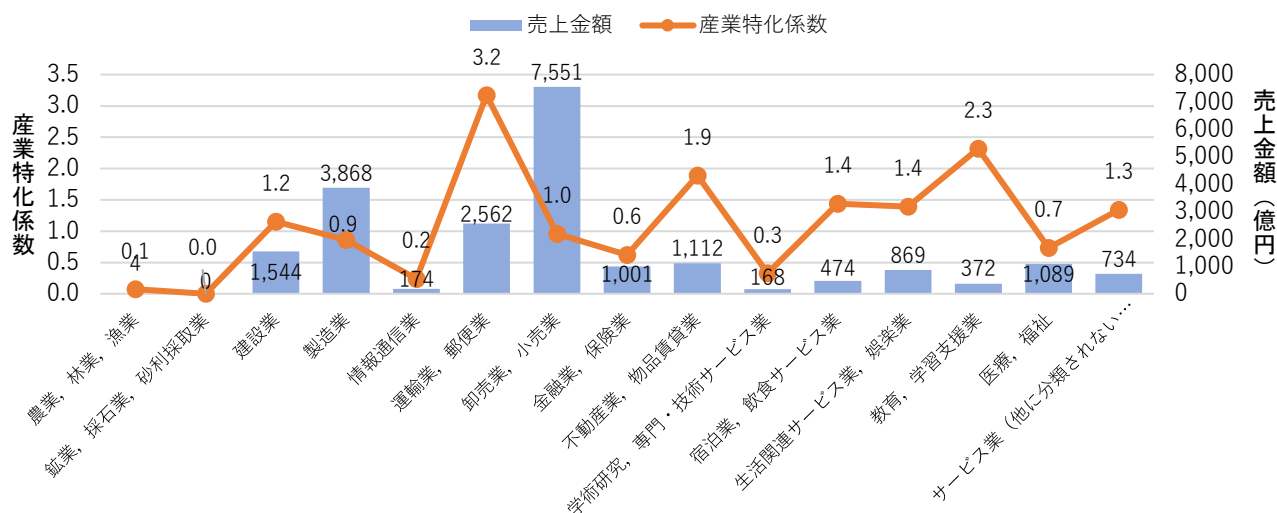
●売上金額

市内事業所の売上金額は、約 2 兆 1,570 億円で、産業分類別にみると、『卸売業、小売業』が 7,550 億円(35.0%)で最も多く、次いで『製造業』が 3,867 億円(17.9%)で、この 2 つの産業で市内全体の売上の半数以上を占めています。

売上金額の産業特化係数※をみると、全国平均と比べ、『運輸業、郵便業』、『教育、学習支援業』などの係数が高いことがわかります。

※産業特化係数＝市川市の産業別売上金額の構成比／全国の産業別売上金額の構成比

図 1-2-3 売上金額の産業特化係数



資料：平成 28 年経済センサス (参考表 全産業の事業所の売上(収入)金額に関する試算値)

③都市基盤

●土地利用

本市は市域の 70.7%が市街化区域であり、都市化が進んでいます。一方、北部地域を中心に市域の 29.3%が市街化調整区域となっており、低・未利用地が点在しています。

用途地域では、第 1 種低層住居専用地域が 35.3%と最も多く、次いで、第 1 種住居地域が 22.3%となり、都市に近いベットタウンとしての特性を表しています。また、臨海部を中心に工業系の用途（工業専用地域 9.7%、工業地域 5.4%）も多く、物流拠点や化学製品工場、石油コンビナートなどが集積しています。

<都市計画決定一覧表>

区 分	面積 (ha)	割合 (%)
区域区分	5,639	100.0
市街化区域	3,984	70.7
市街化調整区域	1,655	29.3
用途地域	3,984	100.0
第 1 種低層住居専用地域	1,408	35.3
第 2 種低層住居専用地域	28	0.7
第 1 種中高層住居専用地域	503	12.6
第 2 種中高層住居専用地域	206	5.2
第 1 種住居地域	889	22.3
第 2 種住居地域	28	0.7
近隣商業地域	121	3.0
商業地域	75	1.9
準工業地域	125	3.1
工業地域	216	5.4
工業専用地域	385	9.7

資料：データにみる市川市の都市基盤(概要)

●近年の変化とこれからについて

道路網では、平成 28 年度（2016 年度）に都市計画道路 3・4・18 号、平成 30 年度（2018 年度）に東京外郭環状道路千葉県区間などが開通し、長年の懸案であった南北軸の道路が整備され、市内外への移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和につながっています。また、江戸川放水路においては、平成 30 年度（2018 年度）の妙典橋の開通や令和元年度（2019 年度）度の行徳橋の架け替え工事などが完了しました。

今後は、東京外郭環状道路と成田空港を最短で結ぶ一般国道 464 号北千葉道路の整備(国と県の共同)で予定されているなど、更なる道路網の充実が図られます。

市街地整備では、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の向上を目的として本八幡北口の再開発が進められてきました。平成 28 年度（2016 年度）に本八幡 A 地区市街地再開発事業が完了し、今後についても、新たな地区の再開発を進めるため、地権者や事業者、行政が協働して、街づくり計画や実現に向けた検討を進めています。

公共施設等では、市庁舎の建て替えが完了し、令和 2 年度（2020 年度）に第 1 庁舎が、令和 3 年度（2021 年度）に第 2 庁舎が前面開庁となりました。

今後は、妙典地区の（仮称）地域コミュニティゾーンの整備完了や老朽化したクリーンセンターの建て替え事業などが予定されています。また、築 20 年以上の公共施設が全体の約 8 割を占めていることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、適切な維持管理・更新を計画的に進めていかなければなりません。

地図作成

④財政

令和3年度決算値等にて作成

令和3年度決算値等にて作成

(3) 第二次基本計画の評価

本市では、これまで、第二次基本計画（平成 23～令和 2 年度（2011～2020 年度））に基づいて、様々な施策、事業に取り組んでまいりました。

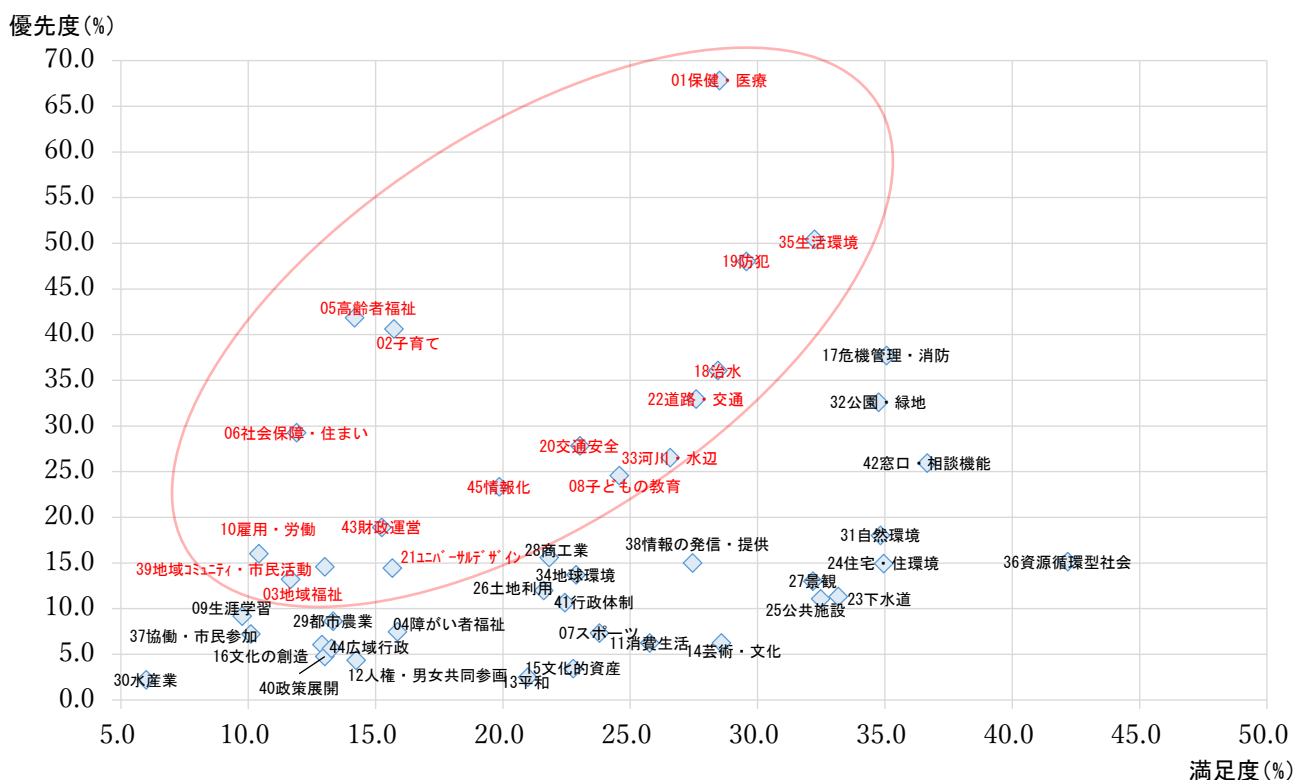
令和 2 年度（2020 年度）には、第二次基本計画の 10 年間の歩みが着実であったか、効率的であったかなどを検証するため、市民の意識・意見を踏まえた総合的な評価を行いました。

第三次基本計画は、この第二次基本計画の評価を踏まえ、施策の検討を行っています。

①基本目標ごとの満足度

基本目標	市民意向調査結果（満足度）		
	平成 23 年度 (%)	令和 2 年度 (%)	増減 (ポイント)
1 真の豊かさを感じるまち (該当する 13 つの大分類の平均)	13.1	16.7	+3.6
2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち (該当する 3 つの大分類の平均)	22.8	21.4	-1.4
3 安全で快適な魅力あるまち (該当する 14 つの大分類の平均)	21.6	25.3	+3.7
4 人と自然が共生するまち (該当する 13 つの大分類の平均)	22.4	32.2	+9.8
5 市民と行政がともに築くまち (該当する 6 つの大分類の平均)	15.1	19.0	+3.9
全体平均 (全 45 の大分類の平均)	18.0	22.2	+4.2

②施策の大分類ごとの満足度・優先度の分布



③施策の満足度が低く、今後の優先度が高い大分類における市民ニーズの把握

No.	施策の大分類	市民ニーズ (施策の満足度が低く、今後の優先度が高い施策)
1	保健・医療	医療と福祉サービスの連携
2	子育て	子育てと仕事の両立
3	地域福祉	活動の担い手の確保・育成
5	高齢者福祉	買い物弱者への支援、見守りサービスの充実
6	社会保障・住まい	生活困窮者への支援
8	子どもの教育	いじめ対策
10	雇用・労働	社会人の学び直しの機会拡充
18	治水	集中豪雨への対策
19	防犯	街灯防犯カメラの設置
20	交通安全	キッズゾーンの整備促進
21	ユニバーサルデザイン	歩行者空間のバリアフリー化の推進
22	道路・交通	安全な歩道の整備
33	河川・水辺	水と触れ合う場の整備
35	生活環境	鳥獣害対策の推進
39	地域コミュニティ・市民活動	市民活動の担い手の確保
43	財政運営	予算・決算の分かりやすい情報提供
45	情報化	行政手続きの簡素化・効率化

5. 本市の重点課題

時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価を踏まえた本市の重点課題を以下の通り整理します。

①子育て世代定住促進と出生率向上

本市は都心に進学・就職する際の居住地として、20代前半の若い世代の転入が多い一方で、20代後半から40代前半にわたる、いわゆる子育て世代が広く・新しい住宅を求め、近隣市や都内へ転出している状況があります。

働き盛りでもある世代と本市の未来を担う子どもたちが市外に流出することは、将来的な市全体の衰退にもつながりかねない重要な課題です。

また、本市の合計特殊出生率は平成27年の1.39をピークにして減少し、令和元年は1.27まで下落しました。今後、本市が長期的に持続可能な人口構成を維持・構築していくためには、出生率の回復によって一定の出生数を確保するという、人口構成が維持できる構造としていくことが必要といえます。

第二次基本計画の評価において、「子育てと仕事の両立」の市民ニーズが高いことから、核家族や共働きの世帯の増加などの社会情勢を踏まえ、結婚・出産・子育て、そして、その先のそれぞれのライフステージに寄り添った施策を展開することで、子育て世代定住促進と出生率向上を目指します。

②医療・福祉ニーズの増加に備えた健康寿命の延伸

現在、団塊ジュニア世代である40代前半を中心とする生産年齢人口が多くを占める本市においては、今後も老年人口の割合が増加していくことが予想されています。

少子化による生産年齢人口の減少により、経済・社会の両面から、「担い手」の減少という構造的な問題に直面する中で、高齢化の進行により医療や介護サービスなどのニーズの拡大や社会保障費の増大が見込まれることから、元気な高齢者を増やすため、「健康寿命の延伸」に重点的に取り組む必要があります。

そのために、中高年の疾病予防、介護予防等に取り組むとともに、乳幼児期からの全ての世代を対象に、丁寧かつ切れ目なく総合的に施策を展開し、市民の皆様がいつまでも元気なまま生涯を送れることを目指します。

③感染症・激甚化する災害の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、新たな感染症は、市民の安全・安心を脅かす災害に匹敵するものとなることを改めて認識しました。

今後は、新型コロナウイルス感染症対応に関する経験を踏まえた上で、国や地方公共団体、関係機関との連携を強化し、迅速な情報収集による的確な感染症対策や市民への周知を行える危機管理体制の構築を目指します。

また、激甚化する自然災害に備え、どのような災害が発生しても、人命の保護が図られるとともに、社会システムの被害を最小化し、災害から迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりを平時から進めていかなければなりません。令和4年3月に策定した「市川市国土強靱化地域計画」をもとに、ソフト・ハード両面による防災・減災対策の強化や公共施設等の長寿命化・老朽化対策などに取り組みます。

④多様性を意識した施策展開

本市には、年齢や性別、国籍、人種など様々な背景をもった方々が暮らしています。とりわけ、市内に常住する外国人は、年々増加傾向にあり、令和3年度末時点で本市の人口の約3.4%を占めており、異文化の理解や友好と親善を促進する必要があります。

また、障害の有無や性の多様性などを意識した施策展開をあらゆる分野で進めていくことも課題となっています。

それぞれの違いを認め合いながら、誰もが自分らしく、安心して暮らせるような環境をつくり、多様性を本市の持続可能な成長の原動力としていくことを目指します。

⑤地域コミュニティの再構築

地域コミュニティ希薄化は、地域活動の縮小をもたらすばかりでなく、精神的不安・引きこもり・虐待・DV・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死・自殺等のさまざまな社会問題を引き起こす大きな要因にもなっています。

今後コミュニティの再構築のため、地域での人と人がつながる機会の創出や自治会等への支援などを行うとともに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまで対面を前提としていた地域の交流の縮小も余儀なくされたことを踏まえ、オンライン等を活用した新たな施策を推進します。

⑥地域経済の活性化

本市は都心に近く、物流業や小売業、不動産、医療、介護などを中心とする産業構造であることから、地域間競争の激化や景気動向が地域経済に大きな影響を及ぼします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大や国際情勢による資源・物価高騰などの中で、地域経済を活性化し、まちの活力を維持していくことは大きな課題となります。

消費活動の促進などの消費者への施策と、起業支援や中小企業者に対する資金繰り支援など事業者への施策を総合的に行い、好循環を生み出すことで、地域経済の活性化を図ります。

⑦カーボンニュートラルの実現

現在、国を挙げて温室効果ガスの削減を目指している中で、人口約 50 万人を有し、多くの産業が集積する本市の役割は、非常に重要なものです。

地元企業や金融機関など、多様な主体との連携のもと、廃棄物処理の適正化やエネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用促進などに取り組むとともに、目の前に差し迫った地球温暖化等の環境問題に関する積極的な周知啓発を行うことで、市民一人ひとりの行動変容を促し、2050 年の二酸化炭素実質排出量ゼロの達成を目指します。

⑧デジタル化による生活の利便性向上

本市では、全国に先駆けて「AI チャットボット」や「窓口予約システム」を導入するなど、情報通信技術を積極的に活用し、行政サービスのデジタル化を進めてきました。

さらには、令和 2 年度に策定した「市川市 DX 憲章」では、「自身体として DX に積極的に取り組むことにより、経営資源を無駄なく効率よく使い、その資源を有効活用してサービスを飛躍的に高めるなど、顧客目線で新たな価値を創造していきます。」と掲げています。

このようなデジタル化の恩恵は、特定の人のみが享受できる状態にあってはなりません。デジタル化はあくまで理想を実現するための手段であることから、常に最適な手法を検討し、実施することで、誰もがその恩恵を享受し、一人ひとりの生活の利便性の向上につながるよう努めていきます。

6. まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合

まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

急速な少子高齢化の進展、人口の減少という喫緊の課題に対し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26 年（2014 年）11 月 28 日に『まち・ひと・しごと創生法』が制定されました。

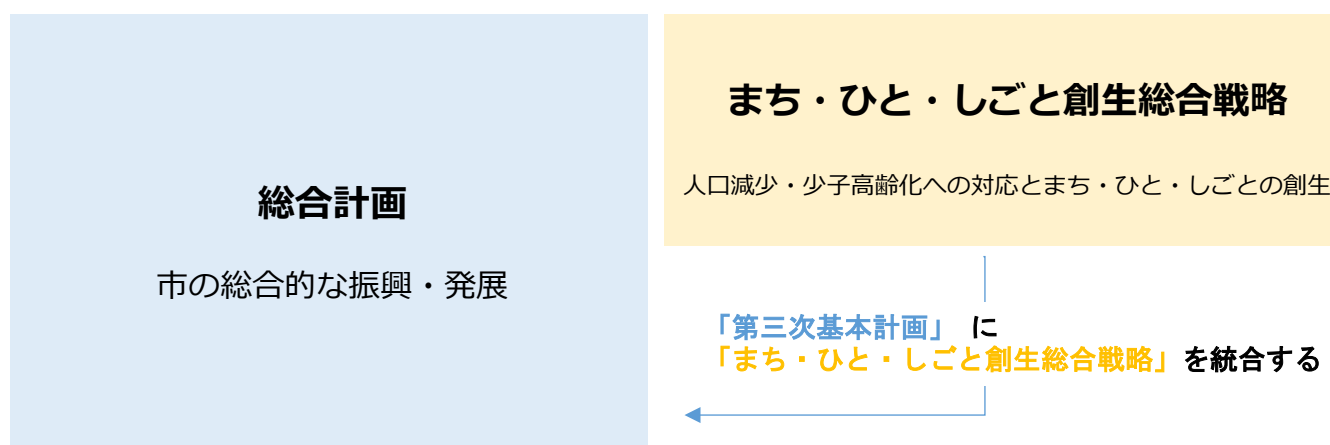
この法律により、市町村において策定が努力義務とされたものが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。

本市においても、将来の人口減少や少子高齢化に向き合い、国や県と一体となってまち・ひと・しごとの創生に取り組んでいくため、平成 27 年度（2015 年度）に『市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（平成 27～31 年度（2015～2019 年度））を策定しました。

なお、平成 31 年度（2019 年度）の期間終了後は、『重点推進プログラム』に『市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を統合しています

統合について

本市の重点課題（P20）でもあり、「第三次基本計画」において総合的に取り組む人口減少や少子高齢化等の問題は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目的を包含していることから、「第三次基本計画」に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合し、人口減少や少子高齢化などの問題に一体的に取り組む、より効果的かつ効率的に施策の推進を図ります。



一体的に取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策の推進を図る。

7. SDGsへの積極的な取り組み

SDGs（エスディージーズ）とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った、発展途上国から先進国まで一体となって取り組むべき国際目標であり、人類が取り組むべき責務でもあります。

本市は、SDGsが警鐘をならす、世界が直面する貧困、紛争、感染症、気候変動などの危機を認識するとともに、「誰一人取り残さない」という人間の安全保障の理念に賛同します。

第三次基本計画では、SDGsの達成を目指し、積極的に取り組むとともに、その理念と相反がないよう確認しながら、将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めます。

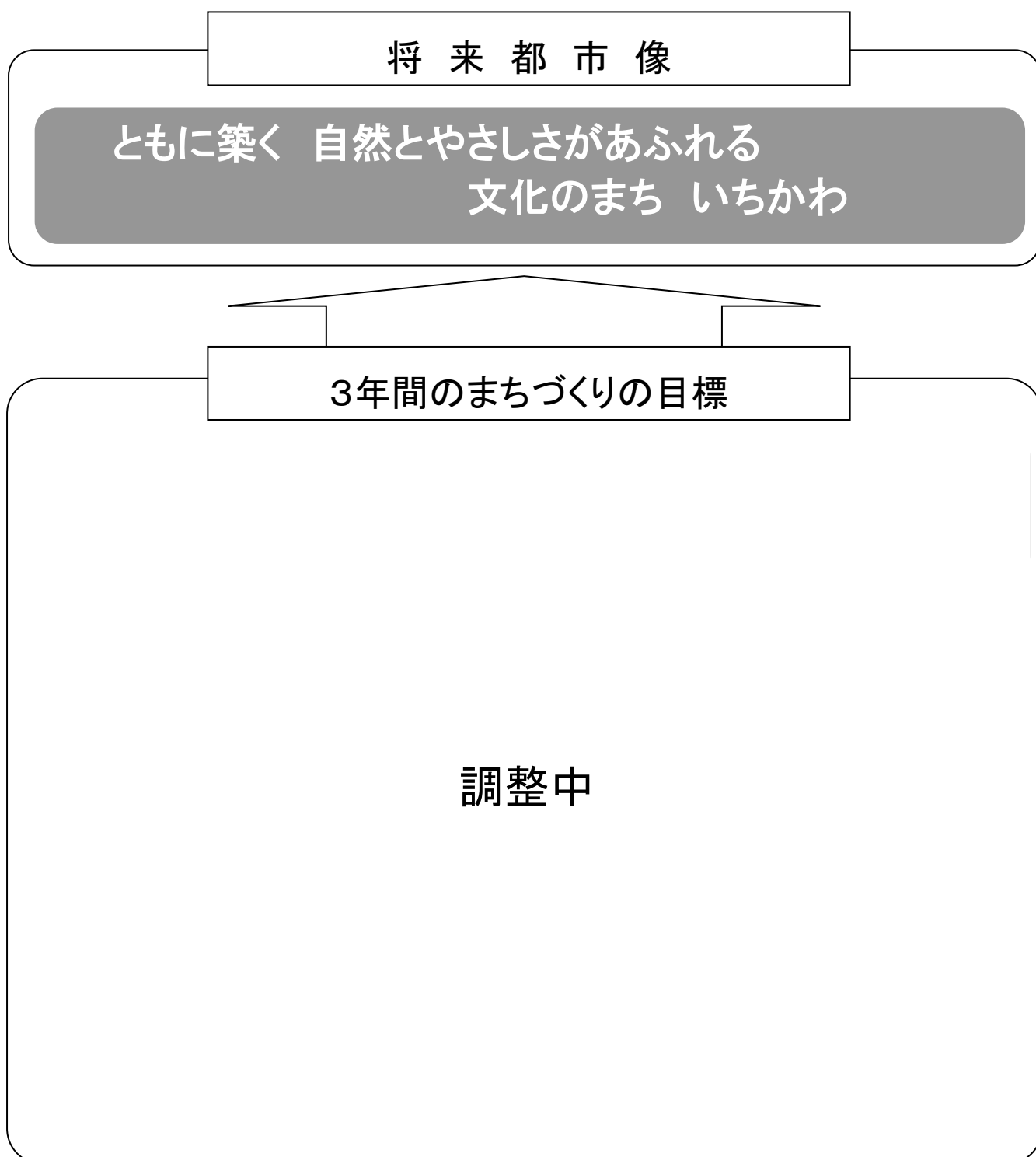
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



Ⅱ. 第三次基本計画で目指す姿

1. まちづくりの目標

基本構想における「まちづくりの基本理念」に基づく、「将来都市像」のもと、これを実現するための、第三次基本計画における目標として「3年間のまちづくりの目標」を定めます。



2. 新しいろどりアプローチ（仮称）

「基本構想」と「本市の重点課題」から、施策の横串「新しいろどりアプローチ（仮称）」を導き出し、施策横断的な視点から市川らしい施策展開を目指し、複雑・多様化する諸課題に対応します。

また、施策の横串自体を市民目線・未来志向とすることで、第三次基本計画の総合評価においては、従来の施策の大分類（分野）ごとの評価に加え、横串ごとの評価を行い、その満足度や優先度を把握します。

イラストで表現(予定)

【重点課題】子育て世代定住促進と出生率向上

↳ 【新しいろどりアプローチ】 安心して子育てができる

【重点課題】医療・福祉ニーズの増加に備えた健康寿命の延伸

↳ 【新しいろどりアプローチ】 いつまでも地域で健やかに暮らせる

【重点課題】感染症・激甚化する災害の対応

↳ 【新しいろどりアプローチ】 災害・感染症に強く、安全・安心を実感できる

【重点課題】多様性を意識した施策展開

↳ 【新しいろどりアプローチ】 多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく暮らせる

【重点課題】地域コミュニティの再構築

↳ 【いそどリアプローチ】多様な主体がつながり、協力し合う

【重点課題】地域経済の活性化

↳ 【いそどリアプローチ】経済の活性化により地域が発展する

【重点課題】カーボンニュートラルの実現

↳ 【いそどリアプローチ】地球環境を守り、豊かな市川の自然を次世代につなげる

【重点課題】デジタル化による生活の利便性向上

↳ 【いそどリアプローチ】デジタル技術でだれもが快適になる

【基本構想】

↳ 【いそどリアプローチ】子どもたちが希望をもって、自らの伸び、育つ

【基本構想】

↳ 【いそどリアプローチ】「文化のまち」の息づかいが感じられる

■新しいどリアプローチ（仮称）の体系

新しいどリアプローチ （仮称）	基本目標 1 真の豊かさを感じるまち										基本目標 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち			
	保健・医療	子育て	地域福祉	障害者福祉	高齢者福祉	社会保障・住まい	スポーツ	子どもの教育	生涯学習	雇用・労働	多様性社会	芸術・文化	文化的資産	文化の創造
安心して子育てができる	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○	
いつまでも地域で健やかに暮らせる														
災害・感染症に強く、 安全・安心を実感できる														
多様性を認め合い、 個人が尊重され、自分らしく暮らせる														
多様な主体がつながり、 協力し合う														
経済の活性化により地域が発展する														
地球環境を守り、豊かな 市川の自然を次世代につなげる														
デジタル技術でだれもが快適になる														
子どもたちが希望をもって、 自らの伸び、育つ														
「文化のまち」の息づかい が感じられる														

※例として「安心して子育てができる」のみ○付け

基本目標3 安全で快適な魅力あるまち											基本目標4 人と自然が 共生するまち					基本目標5 市民と行政がともに築 くまち										
危機管理	防災	消防	市民安全	交通安全	道路・交通	下水道	住宅・住環境	公共施設	土地利用・景観	経済・商工業	都市農業	水産業	自然環境・生物多様性	公園・緑地	水辺	地球環境	生活環境	資源循環型社会	協働・市民参加	情報の発信・提供	地域コミュニティ・市民活動	行政経営	財政運営	広域行政・大都市制度	情報政策	
○	○	○	○	○	○		○	○	○				○	○	○		○			○	○					○

Ⅱ. 第三次基本計画で目指す姿(未定稿)

■ 評価指標等

	新しいどリアプローチ（仮称）の環境を実感していると回答した市民の割合	
	現状値	目標値
安心して子育てができる	● %	● %
いつまでも地域で健やかに暮らせる		
災害・感染症に強く、安全・安心を実感できる		
多様性を認め合い、個人が尊重され、自分らしく暮らせる		
多様な主体がつながり、協力し合う		
経済の活性化により地域が発展する		
地球環境を守り、豊かな市川の自然を次世代につなげる		
デジタル技術でだれもが快適になる		
子どもたちが希望をもって、自らの伸び、育つ		
「文化のまち」の息づかいが感じられる		



令和4年8月にアンケート調査を実施